

座間市教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 開会日時 平成 29 年 1 月 11 日（水） 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室
- 3 出席委員 教育委員長 馬場 悠男 委員長職務代理者 小井田 由美子
教育委員 鈴木 義範 教育委員 滝 久美子
- 4 出席職員 教育部長 土屋 寿美 教育総務課長 石川 俊寛
学校教育課長 小宮 美紀 教育指導課長 梶 弘之
保健給食担当課長 杉浦 俊夫 教育研究所長 浜田 佐織
生涯学習課長 浅野 寛 図書館長 金井 雄二
- 5 書 記 古川 武夫 佐山 多佳子
- 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	1	座間市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する 条例案の申出について	教育指導課長
2	2	座間市就学指導委員会規則の一部を改正する規則につ いて	教育指導課長
3	3	座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関す る規則の一部を改正する規則について	教育指導課長
4	4	座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部 を改正する条例案の申出について	教育指導課長
5	5	座間市学校災害見舞金条例の一部を改正する条例案の 申出について	学校教育課 保健給食担当課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者
1	1	県費負担教職員の人事異動について	学校教育課長
2	2	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

馬場委員長 皆様、おはようございます。只今より 1 月定例教育委員会を開会致します。

お諮りいたします。ただ今、傍聴受付名簿のとおり委員会傍聴の申し出がありました。これを許可したいと思います、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

馬場委員長 ご異議無いようですので、これを許可します。
お諮り致します。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なし)

馬場委員長 それでは会期は1月11日今日一日と致します。
次に教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と滝委員を指名致します。

馬場委員長 続いて経過報告に移ります。経過報告について土屋教育部長お願い致します。

土屋部長 (経過報告を説明する。下表のとおり。)

経 過 報 告

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席教育委員等氏名
12月14日	水	定例教育委員会	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
12月15日	木	叙位伝達式	教育長
12月16日	金	在日米陸軍軍楽隊クリスマスコンサート	委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員
12月17日	土	在日米陸軍軍楽隊クリスマスコンサート	委員長、教育長
12月19日	月	市議会第4回定例会閉会	教育長
12月22日	木	事後調整会議	教育長
12月22日	木	政策会議	教育長
12月23日	金	さわやか2016ZAMA室内一輪車発表会	教育長
12月28日	水	仕事納め式	教育長
12月28日	水	教育委員会仕事納め式	教育長

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席教育委員等氏名
1月4日	水	仕事始め式	教育長
1月4日	水	教育委員会仕事始め式	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
1月6日	金	市長年頭記者会見	教育長
1月8日	日	消防出初式	委員長、教育長
1月9日	月	成人式	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長

馬場委員長 ありがとうございます。ただいまの経過報告について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

滝委員 1月9日の成人式の式典に出席して参りました。成人された皆さんの晴れ姿で、ホール一杯がとても華やかな会場となりました。成人代表の挨拶も「社会の役に立てる人間になりたい」と話されていて、とても立派な成人の誓いであったと思います。テレビの放送でも全国様々な成人式の様子を取り上げていましたが、昨年の熊本県の大地震において大きな被害をうけた益城町の成人式の模様を見ました。式典さえもできるか危うい状況の中で行われた成人式では、町長さんが、「復興を進めていく一員として力を貸してほしい」ということを言われていて、成人代表が、「課せられた使命を感じており、社会に貢献できる人間になるように努力します」と言われ、無事に成人式が開催されたことを涙して喜んでいたことが、とても印象的でした。こうして、成人式を迎え、大人の仲間入りをした途端に、大人から、「行動に責任を持ちなさい、言動に責任を持ちなさい」と言われてしまいますが、我々大人も自分達の頃を思い出して、その頃、大人達に何を言われ、何を感じたか、そんなことを振り返る機会でもあったのかと思いました。成人の日の祝日は二十歳を迎える子達のお祝いだけではなく、私達大人も手本になるような大人に、と考えさせるために作られた国民の祝日ではないのかと式典に出席をして感じました。成人を迎えられた皆さんにはぜひ、郷土愛も忘れずに逞しく成長して行ってほしいと思います。

馬場委員長 他にご意見、ご質問等ないので、以上で経過報告を終わります。
次に議案の審議に移ります。

議案第1号「座間市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案の申出について」、議案第2号「座間市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について」、議案第3号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第4号「座間市非常勤特別職職員の報酬等

に関する条例の一部を改正する条例案の申出について」は一括議題と致します。
それでは、梶教育指導課長説明をお願い致します。

梶課長

議案第1号座間市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について座間市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出るについて議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、神奈川県が就学指導委員会を教育支援委員会と改め、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた就学相談、指導の一貫した教育支援の充実を図る所掌事項を明記したことに伴い、本市においても同様の対応をとるべく本条例の改正をいたしたく提案するものでございます。

提案理由について、口頭にて補足説明をさせていただきます。平成24年に中央教育審議会が障がいを持つ子どもの就学先決定のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うという観点から「就学指導委員会」ではなく「教育支援委員会」といった名称が適当であるという提言を出しました。それを受け、平成25年にこの内容に留意するよう、文部科学省通知が出された経緯がございます。神奈川県ではこの通知に加え、所謂、障害者差別解消法の施行に合わせ、平成28年4月に名称を「教育支援委員会」に改めております。そこで座間市においても、これまで事実上行って参りましたが、就学後の支援についての助言を所掌事務等に明記するとともに新年度より名称を改めることを提案するものでございます。裏面をご覧ください。具体的には座間市附属機関の設置に関する条例（昭和48年座間市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「座間市就学指導委員会」の項中「座間市就学指導委員会」を「座間市教育支援委員会」に、「心身障害児の適正な就学指導を図るため教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。」を「心身障害児の適正な教育支援を図るため教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。」に改める。附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。詳細は新旧対照表をご覧ください。

続いて、議案第2号座間市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について座間市就学指導委員会規則（昭和50年座間市教育委員会規則第3号）の一部を別紙のとおり改正する。提案理由でございますが、座間市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い提案するものでございます。

座間市就学指導委員会規則（昭和50年座間市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

座間市教育支援委員会規則

第1条第1項中「座間市就学指導委員会」を「座間市教育支援委員会」に改める。

第2条第1項中「委員会は、教育委員会の諮問に応じ、心身障害児の適正な就

学指導を図るため調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。」を「委員会は、教育委員会の諮問に応じ、心身障害児の適正な教育支援を図るため調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。」に改める。附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。詳細は新旧対照表をご覧ください。

続いて議案第3号議案第3号座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。提案理由でございますが、座間市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い提案するものでございます。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則（昭和58年座間市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条教育部教育指導課指導係の項第8号中「座間市就学指導委員会」を「座間市教育支援委員会」に改める。

第7条の表中「座間市就学指導委員会」の項中、「座間市就学指導委員会」を「座間市教育支援委員会」に、「障害児の適正な就学指導に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。」を「障害児の適正な教育支援に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。」に改める。附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。詳細は新旧対照表をご覧ください。

続いて議案第4号議案第4号座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出ることについて議決を求めます。提案理由でございますが、神奈川県が就学指導委員会を教育支援委員会と改め、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた就学相談、指導の一貫した教育支援の充実を図る所掌事項を明記したことに伴い、本市においても同様の対応をとるべく本条例の改正をいたしたく提案するものでございます。

座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例（昭和48年座間市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第34号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

別表就学指導委員会の委員の項中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。詳細は新旧対照表をご覧ください。

馬場委員長
馬場委員長

ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等ございませんか。
文科省からの指導があるように「指導」という上から目線よりも「支援」という一人一人の気持ちを大切にされた名称への変更ですので、それで宜しいかと思っておりますが、特にご意見ございませんでしょうか

ご質問等もないようですので、議案第1号から議案第4号は承認することで宜しいでしょうか。

ご異議等無いようですので議案第1号「座間市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案の申出について」、議案第2号「座間市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について」、議案第3号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第4号「座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案の申出について」は承認いたします。

続いて、議案第5号に移ります。

議案第5号「座間市学校災害見舞金条例の一部を改正する条例案の申出について」、杉浦学校教育課保健給食担当課長、説明をお願い致します。

杉浦担当課長

議案第5号座間市学校災害見舞金条例の一部を改正する条例について

座間市学校災害見舞金条例の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出ることについて議決を求める。提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

座間市学校災害見舞金条例（昭和58年座間市条例第9号）の一部を次のように改正する。第2条第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。附則この条例は、平成29年4月1日から施行する。参考に新旧対照表をご覧ください。若干補足説明をさせていただきます。参考資料として、児童福祉法一部改正新旧対照表をお配りさせていただきました。改正前につきましては、第六条の四第一項に「養育里親」、「養子縁組里親」、「児童を委託する者として適当と認めるもの」を表現しておりましたが、改正後につきましては、第六条の四第一項の1号、2号、3号にそれぞれ明確化したことにより、今回改正をするものでございます。

改正の概要といたしましたは、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化を図るため、児童福祉法の理念の明確化をするとともに、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置が講じたことによるものでございます。以上でございます。

馬場委員長

ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等ございませんか。

馬場委員長

算用数字で書かれたものと、漢数字で書かれたものがありますが、これは同じことと理解して宜しいでしょうか。

杉浦担当課長

同じことと捉えていただいて結構です。

馬場委員長

他にご質問等もないようですので、議案第5号は承認することで宜しいでしょうか。

（異議なしの声あり）

馬場委員長

ご異議等無いようですので議案第5号「座間市学校災害見舞金条例の一部を改正する条例案の申出について」は承認いたします。

本日の議案事項は以上です。

本日の協議事項はございません。

報告事項に移ります。

お諮りいたします。

報告第1号「県費負担教職員の人事異動について」及び報告第2号「県費負担教職員の任用について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長

ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴人の方は暫時退席をお願いします。

(報告第1号から報告第2号までは非公開)

以上で報告事項を終了します。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

鈴木委員

原発事故で福島県から横浜市に自主避難した男子生徒のいじめ問題について、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針に基づいて、総合的、効果的にいじめ対策の推進を図ってきた中で問題が起こってしまったことだと思うのですが、特にご両親が学校に対して、人を思いやる気持ちを大切にさせていただきたいという要望が印象的でした。座間市の現況については仕事始め式の挨拶の中でも座間市でも問題が起きていないという話があったのですが、我々も座間市の教育の成果として教育委員会、地域、家庭、学校と連携した対応を非常に評価しているわけです。そこで原発事故で福島県から座間市に自主避難している生徒が今現在どれくらいいるのか、また、特にその児童・生徒に対してこれまでに特別な配慮をしてきたことがあったのかについて教えてください。

梶課長

この件につきましては、大変な事案であると捉えております。報道を受けて、改めて教育委員会、学校の対応については反省点があるということを経済指導課としても捉えまして、引き続き同じようなことが座間市で起こらないよう、学校と教育委員会とで連携を図って参りたいと考えております。まず、ご質問の在籍の児童・生

徒数ですが、原発事故があって転入してきたと限ったわけではないのですが、大体その時期に福島県から座間市に転入してきた児童・生徒、そして今在籍している児童・生徒は中学校で2名おります。受け入れるにあたっては「ひわまりプラン」に基づき、まずは心の教育を座間市は取り組んで参りましたので、一人一人の子供達を大切にする教育ということを先生方をお願いするとともに、子ども達の人間関係を作るという指導についても改めて先生方をお願いしてきた経過がございます。また、そのような背景をもって転入してきたことにつきましては、情報共有を密に取って、例えば少しの揺れにも恐怖を感じることや、津波を間近で感じた子どもであれば、プールに入ることを怖がるという例が報告されておりますので配慮するように求めて参りました。また、子ども達の発言について、所謂、横浜市で報道されるようなことがあってはならないことですので、当然、放射能に関して正しい知識を持つよう、学校へはお願いしてきた経過がございます。結論を申し上げますと、現在、2名の生徒さんがおりますが、2名ともいじめ等に関わることなく非常に充実した学校生活を送っているという確認が取れております。

馬場委員長

それは、よかったですね。

他にはございませんでしょうか。

では、次回の定例会は2月8日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で1月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

（午前10時00分）